

新型コロナウイルス感染症対策：課外活動団体としての活動条件《ガイドライン》

三重大学危機管理委員会

三重大学学生委員会

(2020年9月16日)

(2021年7月19日改正)

(2022年4月4日改正)

本学における課外活動団体として活動を行う場合、以下の条件が求められます。

1. 本学に課外活動を行う「団体結成届」を提出した上で、「新しい生活様式に基づく活動計画」を提出し、それが認可された団体であること。
2. 活動に参加する所属メンバー全員が、活動日の前2週間分の体調等を「自己健康行動記録シート」に必ず記録し、仮に問題が発生した場合に直ちに提出が可能なこと。
3. 本学以外の所属メンバーの学生が活動に参加する場合も、上記2項と同様の対応を取ることができること。
4. 感染予防責任者を置き、感染予防責任者は団体内における感染予防対策に関する周知、情報共有を図り、学生支援チームとの連絡役となること。
5. 所属メンバー、活動に参加するメンバーの変更があった場合には、速やかに学生支援チームに必要な書類の提出を行うこと。
6. 飲食を伴う親睦行事等は行わない。ただし、活動計画に記載した団体での活動において、昼食等が必要な場合は、十分な換気の上で、マスク会食、黙食を徹底すること。
7. 宿泊を伴う練習や遠征、試合、公演等は、原則として行わない。やむを得ない場合は、活動計画書に記載された感染防止対策の実施計画を審査し、許可することがある。
8. ミーティング等は、感染防止対策を徹底した上で行うこと。
9. 課外活動を実際に行う際には、所属メンバー全員が「課外活動（運動系・文化系）における感染予防基本対策について」を熟読（運動系の団体の場合は「運動・スポーツ活動時における感染予防基本対策について」も併読）し、遵守すること。